

【令和 8 年度釜石市立図書館資料収集方針】

釜石市立図書館においては、平成17年に基本となる資料収集方針を定め、これに基づき継続的に資料の収集を行っている。本年度の資料収集については、特に次の事項に配慮して進めることとする。

- 1 各分野における基本的資料の整備を踏まえ、公立図書館としての適切な蔵書構成に配慮しつつ、新刊図書案内や各種出版情報、書評等を参考に資料を収集する。
- 2 利用者からのリクエスト資料については、釜石市立図書館資料収集方針に適合するものは可能な限り購入する。ただし、収集方針に沿わない場合や予算上の制約により購入できない場合は、岩手県立図書館をはじめとする他館との相互貸借により提供するよう努める。
- 3 資料の分野別貸出状況を図書館情報システムにより分析し、その結果を資料収集に反映させる。利用の多い「9類・文学」はもとより、他分野においても類書の少ない基本資料等については積極的に収集し、市民の多様なニーズに応えるよう努める。
- 4 時事的関心の高い分野や市民生活に役立つ分野の図書に関する情報を積極的に収集し、その購入に努める。
- 5 地元産業、ビジネス支援及びまちづくりに関連する分野の図書については、利用状況の多寡にかかわらず、できる限り整備に努める。
- 6 東日本大震災に関する資料及び震災からの復興に関する資料を可能な限り収集し、後世への伝承に努める。
- 7 世界遺産「橋野鉄鉱山」やラグビーに関する図書を積極的に収集し、市内外への周知を図る。